

● 令和2年度蓮田市決算審査意見書及び行政監査結果報告書の提言等への対応状況について

○一般会計・特別会計 第7 むすび [2 提言要望事項]

頁	項 目	提言・要望事項	対応の状況	所管課
57	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響 ① 適正な予算執行と予算執行計画の活用について	一般会計及び特別会計の決算における不用額の合計は 16 億 7,855 万 5,734 円で、前年度は 12 億 6,290 万 9,012 円なので 4 億 1,564 万 6,722 円多くなっていた。ちなみに一般会計の決算における不用額は 8 億 7,071 万 3,918 円で前年度より 3 億 3,757 万 2,835 円多く、特別会計の決算における不用額の合計は 8 億 784 万 1,816 円で前年度より 7,807 万 3,887 円多くなっていた。予算に計上されたが執行できない事業、補正予算で増額しながら補正額以上の不用額が生じているものが多くみられた。 新型コロナウイルス感染症の影響により市民参加の事業の見通しが立てづらい 1 年であったが、このような時期こそ地方自治法施行令第 150 条及び蓮田市予算事務規則第 12 条により策定された予算執行計画を活用し、その見直しを 1 か月単位で行い、予算の執行管理を着実に行うことで、効率的かつ効果的な予算執行を望むものである。	令和4年度当初予算の編成方針において、「決算において多額の不用額を出した事業は、積算の際に、実績・実態に見合う要求額とすること」を追加し、適正な予算編成に努めております。 また、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止や縮小が見込まれる場合は、執行見込み等を勘案し、補正予算要求を行うよう通知しています。 そのうえで補正予算案を作成する際には、事業の執行状況や金額の妥当性を審査し、配当された予算が予算執行計画に基づき効率的に執行されるように配慮しています。	財政課
57	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響 ② 自主的財源の確保と有効活用	市税は 81 億 8,462 万 6,369 円で前年度対比 976 万 5,324 円(0.1%)増加し、収納率は 97.9%(前年度対比+0.2 ポイント)となり 8 年連続の上昇となっている。新型コロナウイルス感染症の影響で市税確保の重要性はより一層高まっており、納税者の置かれている状況にも十分に配慮しながら今後も税収確保に取り組んでいただきたい。 一方、公共施設等の休館及び利用者数の制限などから、総合市民体育館の使用料は 4,306,950 円で前年度対比 17,540,700 円(△80.3%)減少、総合文化会館使用料は 3,827,550 円で前年度対比 3,935,160 円(△50.7%)減少だった。また、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等による在宅ワークや大学などのリモート授業などで自転車駐車場の利用者が減ったことにより自転車駐車場指定管理者納付金は 25,424,296 円で前年度対比 28,101,295 円(△52.5%)の減少だった。 新型コロナウイルス感染症の影響で経済の減退が懸念されており自主的財源の減収が見込まれることから、限られた財源を有効に活用することを望むものである。	納税者の状況を客観的証拠に基づき配慮をしながら対応をおこなってきました。 今後も引き続き適切な対応をしつつ、税収確保に取り組んでまいります。 新型コロナウイルス感染症の影響による先行き不透明な経済状況にあることから、財源の確保は厳しい状況が予測されます。 最少の経費で最大の効果を上げることが念頭に置き、限られた財源の重点的かつ効率的な配分を行い、事務事業を展開してまいります。	財政課 収納課

頁	項 目	提言・要望事項	対応の状況	所管課
58	(2) 公共施設等の夜間警備委託について	市内の小・中学校などの公共施設の夜間警備委託において、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約をしていた。随意契約は、競争入札を行う契約方法の特例であり地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合に限られている。機械警備業務において、競争入札を実施した場合、各社独自の警備に係る機器を用いるため、警備料に加えて、全ての警備機器の設置及び撤去に係る費用が発生するため、競争入札に付すことが不利と認められるので6号による随意契約は妥当と考えられる。一方、誤報等を防止し、警備機器の信頼性の確保を図るために、定期的に全ての警備機器の更新を実施する必要があると考えられるので、機械警備業務の耐用年数が経過した際には入札の必要性があることに留意されたい。	今後については、令和4年3月定例会に提案し可決された「蓮田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づき適切に対応してまいります。	教育総務課
58	(3) 長期継続契約について	地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約は、当初は電気・ガス・水道供給契約や電気通信の提供を受ける契約のほか、不動産を借りる契約が対象と定められていたが、平成16年に法改正され、物品の借入れに関する契約及び役務の提供を受ける契約のうち条例に定めるものについて、債務負担行為を設定しなくても複数年契約することが可能となった。法改正を受けて、既に県内の40市中で36市が、長期継続契約を締結できる契約を定める条例を制定している。毎年行っていた契約締結に係る事務が翌年度以降は軽減されることになり、効率的な事務運営ができるようになるため、条例の内容を検討しつつ、条例の制定を望むものである。	長期継続契約に関する条例や規則を定めることによる入札事務量の縮減などの効率的な事務運営を図るため、「蓮田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を令和4年3月定例会に提案し可決され、施行に向けた準備をしています。	契約検査課
58	(4) 支払いの遅延防止について	蓮田市契約規則第26条により契約書及び請書を省略した少額の契約案件で支払時期が明記された書面のないものが見受けられた。地方公共団体における支払遅延の防止については「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用(同法第14条)され、同法第10条に、支払いの時期を書面で明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日と定めたものとみなすと規定されている。少額の契約案件で支払時期が明記された書面のないものについては、15日以内に支払うべきであるが、複数、支払期限を過ぎ支出をしているものが見受けられた。支払事務の重要性をあらためて認識するとともに、適正な事務処理に努められたい。	政府契約の支払い遅延防止等に関する法律の適用範囲である、役務の給付又は物件の納入に対し市が対価の支払いをなすべきもののうち支払時期が明記されていないものについては、15日以内に支払うように指導してまいります。 また、研修会や個別指導時において適正な支払い事務ができるように指導してまいります。	会計室
59	(5) 工事の工程管理について	工事審査において、島田落とし切り回し工事の関係書類一式の書類審査を行ったが、工事記録写真に日付がないものがあり、実施工程表と現場写真の整合性が確認できなかった。工事記録写真は、工事施工が工程表どおり行われていたか確認する重要な資料であることを再認識し、鮮明に撮影するとともに、工程管理ができるように実施日がわかるものを撮影することに努められたい。	「埼玉県土木工事实務必携」に基づき、工事を執行しているところですが、提案・要望事項を踏まえ、可能な限り工事記録写真には実施日がわかるよう周知してまいります。	契約検査課

頁	項 目	提言・要望事項	対応の状況	所管課
77	(1) 経営健全化について ①事業経営について	営業収益9億8,970万4,467円に対し、営業費用は10億7,385万7,756円となっており、営業利益は8,415万3,289円の損失(前年度対比1億8,463万円、183.8%減)となっている。これに営業外利益1億2,957万2,761円(前年度対比7,855万円、154.0%増)を加えた当年度純利益は4,541万9,472円となっている。営業利益は、新型コロナウイルス感染症対策として水道料金の一部減額による給水収益の減少が大きく影響したと考えられる。営業外収益で一般会計から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の水道事業会計負担事業として8,000万円の補助金を繰り入れることで損失を一部補填することができた。 営業収支比率は92.2%となり、前年度(109.6%)に比べ17.4ポイント低下した。これは、新型コロナウイルス感染症対策の水道料金一部減額により営業収入が減少したことによるものである。 一方、長期健全性を示す自己資本構成比率は85.9%で前年度(85.0%)に比べ0.9ポイント上昇しており、自立性が高い財政状態であるといえる。 短期債務に対する支払能力を示す流動比率は557.4%で前年度(518.5%)に比べ38.9ポイント上昇しており、安全とされる水準である。 なお、令和2年度末の企業債残高は、7億8,149万2,224円で前年度末より3,912万2,541円減少し、未償還企業債の残高は年々減少している。今後も、新型コロナウイルス感染症の状況に対応しつつ、経済的、効率的かつ効果的に健全な経営を推進することを望むものである。	令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として水道料金の一部減額により給水収益が減少し、当年度純利益は前年度と比較して減少になりました。 また、今後、給水需要の減少が見込まれることや新型コロナウイルス感染症の状況も先行きが不透明であることなど水道事業経営にとって厳しい状況が続きますが、社会状況等に十分留意し適正な予算執行計画のもと効率的かつ効果的な健全経営の推進に努めてまいります。	水道課
77	(1) 経営健全化について ②経営計画の見直しについて	平成28年改定の「蓮田市水道事業基本計画」策定から5年が経過すること、現在の経営計画では新型コロナウイルス感染症の様々な影響を想定していないことなどから、今後、計画と乖離が生じてくることが考えられる。 これらのことから、事業の進捗状況を踏まえた経営計画を見直し、事業経営にあたることを望むものである。	蓮田市水道事業基本計画の経営計画と、これまでの執行状況や今後の事業計画が乖離していないか確認することにより、常に経営計画を見直し、事業経営にあたるよう努めてまいります。	水道課
78	(2) 有収率について	供給した配水量に対する料金収入の対象となった水量の割合を示す有収率は88.1%で前年度比1.9ポイント上昇となった。これで、平成28年度から平成30年度まで低下傾向にあった有収率は令和元年度から2年連続上昇となった。 料金収入とならない水道水を減らし経営の安定化を図るためにも、更なる有収率の向上に向け、漏水調査と修繕、管路更新事業の推進を、今後も積極的に取り組まれたい。	漏水調査の範囲拡大や手法の見直し、漏水箇所の早期修繕などの今までの取組の効果が徐々に出てきたと考えております。 今後も今までの取組を継続するとともに新たな取組についても研究し有収率向上に努めてまいります。	水道課

頁	項 目	提言・要望事項	対応の状況	所管課
78	(3) 老朽管更新の推進について	令和2年度は、重要管路更新事業として市道55号線と市道510号線の老朽管更新工事が実施された。重要管路更新事業は平成30年度から本格化した事業で3年を経過している。蓮田市第5次総合振興計画の成果指標「重要管路累計更新比率」にもあげられており、令和2年度末現在で5.9%となっている。令和元年度(3.9%)から2.0ポイント上昇しているが、令和4年度の間目標値である13.9%と比較すると低い数値となっている。 水道事業会計の経営成績及び財政状況の分析では、新型コロナウイルス感染症の影響で単年度の営業活動の採算性は低下したが、長期的な営業経営の健全性は保たれていると考えられる。 これらのことから、積立金などを有効に活用して、計画的に老朽管更新工事を実施し、令和9年度の重要管路累計更新比率の最終目標値26.6%に到達できるように事業を推進されたい。	重要管路更新事業としての老朽管更新事業と並行して漏水対策としての管路更新事業を行っていることから、重要管路累計更新比率が目標値より低い数値となっております。 長期的な経営状況については、健全性が保たれておりますので、事業の推進にさらに努めてまいります。	水道課

頁	項目	提言・要望事項	対応の状況	所管課
95	(1) 経営健全化について ①事業経営について	営業収益6億2,827万1,145円に対し、営業費用は10億3,417万4,424円となっており、営業利益は4億590万3,279円の損失となっている。これに営業外利益5億448万7,826円を加えた当年度純利益は9,858万4,547円(前年度対比506万円、5.4%増)となっている。営業活動による採算性を表す営業収支比率は60.8%で前年度(60.0%)に比べ0.8ポイント上昇している。 総資本に占める自己資本の割合で、長期健全性を示す自己資本構成比率は63.2%で前年度(61.6%)に比べ1.6ポイント上昇、短期健全性を示す流動比率は80.3%で前年度(63.4%)に比べ16.9ポイント上昇しており、短期的な支払い能力は昨年度より上昇した。 なお、令和2年度末の企業債残高は、67億8,492万6,477円で前年度末より4億1,346万1,544円減少し、未償還企業債の残高は年々減少している。 令和2年度に、下水道事業の中長期的な経営の基本計画となる「下水道事業経営戦略」の策定がされたが、詳細な経営計画はない状態となっている。経営計画は、今後の下水道事業運営を判断するうえで重要なものであるため、下水道施設更新費用の財源確保とともに検討し、効率的な事業運営と経営基盤の強化を図ることを望むものである。	効率的な事業運営を行うため、令和3年度では「下水道事業会計及び税務に係る業務委託」によらず、職員自らが経理処理を行うことで、営業費用の削減を行っております。 「下水道事業経営戦略」を策定し、中長期的な経営方針を定めましたので、経営改善に向けた具体策を検討してまいります。 今後も効率的な事業運営、経営基盤の強化を図るよう努めてまいります。	下水道課
95	(1) 経営健全化について ②適正な経理処理について	下水道事業会計は、令和元年度から地方公営企業法の適用を受ける企業会計に移行したところであるが、例月出納検査等において支出科目の誤り、不適当な仕分処理などが見受けられた。 適正な経営判断をするためには、適正な経理処理を行うことが重要となるため、企業会計等に関する知識を、管理職員及び担当職員が積極的に身につけて、健全な事業経営を行うことを望むものである。	研修会等への積極的な参加、水道事業会計のノウハウの取得など、職員一人一人の知識の向上を目指した取組を行っております。 また、複層的な伝票チェックや業務の合理化など、課内の経理処理の更なる適正化に努めてまいります。	下水道課
96	(2) 有収率の向上について	下水道事業の令和2年度の有収水量は4,651,465 m³で、汚水処理量は5,457,086 m³となり、有収率は85.2%である。令和元年度の有収水量は4,521,163 m³、汚水処理量は5,367,503 m³、有収率84.2%であることから、令和2年度は前年度比1.0ポイント上昇している。埼玉県中川流域下水道へ支払う汚水処理費用は汚水処理量で計算されるため、料金収入の元となる有収水量と、汚水処理量の差が少ないほど経営効率は向上すると考えられる。 今後も、長期的な視点で下水道施設全体の老朽化の状況を考慮し、ストックマネジメント等を活用し、更なる有収率向上のための対策を推進されたい。	令和3年度に国庫補助金を活用して、公共下水道の管路やマンホールの追加調査を実施しております。 また農業集落排水事業についても、国庫補助金を活用して上野野地区の管路や処理場の機能診断調査を行っております。 今後も補助金を活用して調査・点検を行い、計画的に施設の修繕を行い、更なる有収率向上に努めてまいります。	下水道課

頁	項 目	提言・要望事項	対応の状況	所管課
96	(3) 未 収 金 回 収について	下水道使用料は調定額 6 億 8,112 万 595 円に対して収入額 5 億 7,904 万 5,650 円で収納率が 85.0%と前年度の 84.7%より 0.3 ポイント上昇した。農業集落排水使用料は調定額 5,398 万 43 円に対して収入額 5,116 万 1,780 円で収納率が 94.8%と前年度の 90.6%より 4.2 ポイント上昇した。 下水道受益者負担金は、調定額 753 万 1,900 円に対して、収入額は 578 万 1,900 円、収納率は 76.8%で、前年度の 93.9%に比べ、17.1 ポイント減少した。農業集落排水受益者分担金は、調定額 171 万 2,000 円に対して、収入額は 150 万円、収納率は 87.6%で、前年度の収納率 63.5%に比べ、24.1 ポイント上昇した。 下水道使用料、農業集落排水使用料、農業集落排水受益者分担金の収納率は上昇したが、下水道受益者負担金は減少していた。特に、農業集落排水使用料の長期滞納者に対し少額訴訟の提訴をして収納の強化に努めているが、今後は訴訟後の滞納整理など未収金の回収強化についても、積極的に取り組まれない。	未収金収納率向上のために、一斉催告書の送付や臨宅納付勧奨など、継続して滞納整理の取組を実施しております。 令和 3 年度では農業集落排水使用料のコンビニ収納が可能となり、使用者の収納環境の改善を行っております。 また、長期滞納者に対して少額訴訟を起こしましたが、それでもなお納付に応じない滞納者に対しては、裁判所を通じた差押えも行っております。	下水道課

政 調 第 3 5 6 号
令和 4 年 3 月 2 2 日

蓮田市監査委員 内 田 薫 様
蓮田市監査委員 中 野 政 廣 様

蓮田市長 中 野 和 信

令和 2 年度蓮田市決算審査意見書及び行政監査結果報告書の提言等
への対応状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり通知します。